



『新様式での36協定書の届出時期について』

令和6年4月1日より36協定書様式は新様式での届け出となります。

各病院より令和6年4月1日になれば新たに新様式での届け出が必要ですかとの問い合わせがあります。

たとえば以下の例で説明します。

(例)

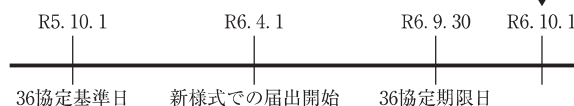
Q：当病院では毎年1年更新で36協定書を届出しています。更新日は、令和6年4月1日現在では期限が来ていませんが、令和6年4月1日になったら再度新様式での届出が必要ですか。

A：前回の36協定の期限が令和6年4月1日現在でまだ継続中であれば前回の36協定届書が有効期間中であり36協定の期限が来るまでは新様式で届出する必要はございません。次回の36協定届出書を提出するときに新様式での届出となります。

(分かりやすく図解で説明)

例：令和5年10月1日～令和6年9月30日までの1年間で36協定を締結していた場合

R6. 10. 1～36協定締結より新様式での届出となります。



上図のようにR5. 10. 1～R6. 9. 30までの1年間の有効期限の場合R6. 4. 1現在では前回締結された36協定の有効期間内でありますので、R6. 10. 1より新様式での36協定の届出となります。

36協定の締結に当たって留意していただきたい事項

- ① 時間外・休日労働は**必要最小限**にとどめてください。
- ② 使用者は、36協定の範囲内であっても、**労働者に対する安全配慮義務**を負います。労働時間が長くなるほど過労死との関連性が強まります。
- ③ 時間外労働・休日労働を行う業務の区分を細分化し、業務の範囲を明確にしてください。(特に、連携B、B、C水準の医師については、**名簿を作成**するなどして、36協定の締結に当たり該当する医師を特定しておく必要があります。)
- ④ 臨時的な特別の事情がなければ**限度時間**を超えることはできません。また、限度時間を超えて労働させる必要がある場合はできる限り具体的に定めてください。この場合も、時間外労働は**限度時間**にできる限り近づけるようにしてください。
- ⑤ 1か月未満の期間で労働する労働者の時間外労働は、**目安時間(※)**を超えないように努めてください。
(※) 1週間：15時間、2週間：27時間、4週間：43時間
- ⑥ 休日労働の日数及び時間数をできる限り少なくするように努めてください。
- ⑦ **限度時間**を超えて労働させる労働者の**健康・福祉を確保**してください。
- ⑧ **限度時間**が適用除外・猶予されている事業・業務についても、**限度時間**を勘案し、**健康・福祉を確保**するよう努めてください。

(今回の担当：医療労務管理アドバイザー 安木淳一 社会保険労務士)

《過去に掲載した記事は、勤改センターのホームページからも閲覧できます》

お問い合わせ・ご相談など、お気軽にご連絡ください。ご利用は無料です。

鳥取県医療勤務環境改善支援センター (略称：勤改センター)

住所：鳥取市戎町317 (鳥取県医師会館内) TEL：0857-29-0060 FAX：0857-29-1578

メール：kinmukaizen-c@tottori.med.or.jp

HP：https://www.tottori.med.or.jp/kinmukaizen-c/